

第40回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和2年1月29日		
場所	参議院第二別館東棟 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲（公認会計士）	
	委員	関口 智（立教大学経済学部 教授）	
	委員	奥 真美（首都大学東京都市環境学部 教授）	
審査対象期間	令和元年7月1日～令和元年10月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	4件	契約件名	第二別館東棟窓建具断熱改修工事（19）
		契約相手方	不二サッシリニューアル株式会社
		契約金額	42,900,000円
		契約締結日	令和元年7月17日
	4件	契約件名	国会審議テレビ中継設備改修工事（19）
		契約相手方	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
		契約金額	270,600,000円
		契約締結日	令和元年7月23日
		契約件名	セカンドリフトアップシート車交換契約による購入
		契約相手方	日産自動車販売株式会社
		契約金額	659,090円
		契約締結日	令和元年10月31日
4件	契約件名	車いす仕様車（スイングアームリフトタイプ）交換契約による購入	
	契約相手方	トヨタモビリティ東京株式会社	
	契約金額	5,546,680円	
	契約締結日	令和元年10月31日	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)		

(別 紙)

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>伊藤庶務部副部長会計課長事務取扱から、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に7件、会計課分に8件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>東亜道路工業株式会社外9社に該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の関口委員から、審議対象期間に締結した52件の契約のうち、一般競争入札から4件抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 第二別館東棟窓建具断熱改修工事（19） 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p> <p>B. 国会審議テレビ中継設備改修工事（19） 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p> <p>C. セカンドリフトアップシート車交換契約による購入 一般競争入札方式（最低価格） [購入]</p> <p>D. 車いす仕様車（スイングアームリフトタイプ）交換契約による購入 一般競争入札方式（最低価格） [購入]</p> <p>事案Aは、低入札価格調査案件であることから、予定価格及び落札価格の妥当性を確認する。また、総合評価落札方式のプロセスを確認する。</p>	

事案Bは、契約金額が大きいこと、1者応札・1者応募案件であること及び每期経常的に発注する契約であることに着目し、過去10年間の予定価格、落札価格、競争参加者数及び名称、並びに落札事業者の推移を確認する。また、資格要件の緩和の経緯について確認する。

事案C及びDは、参議院議員通常選挙における障がい有する議員当選に伴う新規の対応であることに着目し、引渡価格及び購入価格の妥当性を確認する。また、取得車両の規格要件に関する競争性の確保の有無を確認する。特に、事案Dについては1者応札・1者応募案件であることから、結果として応札が1者となるような規格要件となっていないか確認する。

3. 抽出事案の審議

抽出事案の概要について、それぞれ営繕課及び会計課から説明を聴取した後、委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 第二別館東棟窓建具断熱改修工事（19） 一般競争入札方式（総合評価）〔工事〕

① 予定価格に対して落札価格が大幅に低いのはなぜか。

低入札価格調査を行った結果、不二サッシリニューアル株式会社（以下「不二サッシ」という。）は、後施工複層ガラス化工事及び排煙オペレーターの工事において、資材購入先と長年の信頼関係があり特別な価格協力が可能である点、仮設事務所を設置しないことで共通仮設費が低減できた点等を理由として挙げている。

② 共通費に関し、作業員休憩所等として参議院の施設を利用可能である点は、不二サッシのみならず他の入札者にも周知されていたのか。説明内容の違いが仮設事務所の設置の要否の判断に影響し、入札価格に差がついたのではないか。

仕様書に記載されている情報であり、周知されている。条件は同じであると考える。

<p>③ 低入札価格調査については、契約の相手方に書面を提出させるほか、ヒアリングも実施しているのか。</p> <p>④ 本事案では、契約締結後、既存窓建具の寸法が一部設計図書と異なっていることが判明したこと等を受け、契約変更を行っている。施工段階以前に気付くことはできなかったのか。また、寸法の変更に伴い契約金額に影響はあったのか。</p> <p>⑤ 本事案における総合評価落札方式の評価基準について説明されたい。</p> <p>⑥ 総合評価落札方式の評価項目である施工計画の適切性はどのように判断するのか。何らかの基準はあるのか。</p>	<p>書面の提出を受けた後、ヒアリングを実施した上で低入札価格調査報告書を作成している。</p> <p>発注図は過去の完成図面を基に作成している。ガラスを製作する前段階として、メーカーが詳細な寸法を測った結果、発注図と多少の差があることが判明した。 建具の寸法の変更によって契約金額に大きな影響はなかった。</p> <p>評価項目は、施工計画、当該企業の同種工事の施工実績及び工事成績並びに配置予定技術者の同種工事の経験等である。同種工事の施工実績については、より高い同種性があれば配点が高くなる。</p> <p>施工計画の評価判定基準を事前に作成している。同基準において、発注側として求める内容を設定し、これに施工計画が合致しているところがあれば、適切であると判断している。</p>
<p>B. 国会審議テレビ中継設備改修工事（19） 一般競争入札方式（総合評価） [工事]</p> <p>① 本事案について、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社（以下「パナソニック」という。）はいつから受注しているのか。</p> <p>② 本事案は1者応札・1者応募が続いているのか。</p>	<p>国会審議テレビ中継は平成2年度に始まっており、当時は社名が異なっていたが、当時から継続して改修工事を受注している。</p> <p>平成20年度はデジタル化対応があり、入札参加者数が3社あった（パナソニックが落札）。それ以降は1者応札・1者応募が続いている。</p>

<p>③ 資格要件の緩和の取組について説明されたい。</p>	<p>平成 20 年度の資格要件は、公共放送、放送事業者、国又は地方公共団体が発注したテレビ中継設備工事を施工した実績を有することであった。</p> <p>翌平成 21 年度以降は、国又は地方公共団体発注工事については、テレビ中継設備を必須とせず、通信・情報設備の工事の実績があればよいとした。また、民間企業が発注したテレビ中継設備工事の実績でもよいこととした。</p> <p>平成 29 年度以降は、国又は地方公共団体発注工事の実績要件をなくした。また、それまで過去 10 年間の実績に絞っていたところ、15 年間に広げている。</p>
<p>④ 工事实績に係る資格要件を緩和することはよいが、緩和しても入札参加者数の増加につながっていないのではないか。</p>	<p>入札参加者数の増加を図るために、資格要件の緩和のほかに考えられる手段として、発注時期の見直しがある。パナソニック以外の業者が応札しない理由として技術者の確保の困難さが挙げられているため、他の案件との調整が必要ではあるが、発注時期を前倒して早い時期に技術者を確保する仕組とすることが考え得る。</p>
<p>⑤ 本事案の国会審議テレビ中継設備機器自体がパナソニックの製品で構築されているのか。</p>	<p>パナソニックの製品に関しては、全体の 3 割程度である。機材ごとに得意な会社がそれぞれあり、1 社で全ての機材を製造しているわけではないため、パナソニックが製品の面で特段有利ということはない。</p>
<p>⑥ パナソニックから提出される施工計画は毎年度同じ内容か。</p>	<p>施工計画の評価判定基準を事前に作成しているが、評価項目の着眼点を毎年度少しずつ変えているので、施工計画が毎年度同じ内容というわけではない。</p>
<p>C. セカンドリフトアップシート車交換契約による購入 一般競争入札方式（最低価格）〔購入〕 D. 車いす仕様車（スイングアームリフトタ</p>	

<p>イブ) 交換契約による購入 一般競争入札方式（最低価格） [購入]</p> <p>※事案C及びDは一括して審議を行った。</p> <p>① 事案C及びDについて、いずれも交換契約となった経緯を説明されたい。</p> <p>② 事案Cのセカンドリフトアップシート車については、車両の規格要件上、実質的にトヨタモビリティ東京株式会社（以下「トヨタ」という。）又は日産自動車販売株式会社（以下「日産」という。）の車種に限定されるのか。</p> <p>③ 車両を3台購入し、7台払い出すことによって実質4減となるが、今後の車両の運用に支障は生じないのか。</p> <p>④ 一般的に議員用の車両は議員個人に付随しているものなのか。また、今回購入する福祉車両3台は議員個人に付随しているものなのか。</p> <p>⑤ 事案Dの車いす仕様車（スイングアームリフトタイプ）については、トヨタからのみ見積りを徴取しているが、規格要件上、トヨタしか応札が想定されなかったのか。</p>	<p>両事案の福祉車両の取扱いについては、第200回国会（臨時会）の議院運営委員会理事会において、障がい有する議員3名の議員活動に支障が生じないようにするため福祉車両を導入する、また、経費削減のため会派応援・事務局車のうち3台を充て、更に予備車4台を払い出すとの整理になった。</p> <p>なお、車両を更新する場合は、通例、交換契約を行っている。</p> <p>事案Cについては、自力で車いすを動かせる議員が自身で車両に乗り降りすることを想定しており、電動でいすが出る構造の車種を選定した。議員が乗車する都合上、助手席ではなく2列目以降のシートから電動いすが出るタイプの車種に絞られた結果、トヨタと日産の2社の応札となった。</p> <p>これまでは事故や故障等で予備車を同時に複数台活用することもあり、今回予備車がなくなることとなり、厳しい運用となることが想定されるので、運用開始までによく検討の上対応したい。</p> <p>議長、副議長及び委員長等には専属車があり、このほか会派に割り当てる会派配属車がある。今回購入する福祉車両3台については、これらとは別枠で議員個人に付随するものとなる。</p> <p>スイングアームリフトタイプは日産の車種にもあり、当初、トヨタと日産の2社を想定していたが、日産の車種は、車両の全長が長く、本院の車庫に収まらないため、トヨタに絞らざるを得なかった。</p>
---	--